

越前市U I Jターン就職奨励金

I どのような制度なの？

越前市に福井県外から移住(転入)して、越前市内の企業に就職された方、又は創業された方に奨励金を交付して、越前市内でのU I Jターン者の雇用促進を目的とした制度です。

II 奨励金交付対象者チェックリスト (すべて満たすこと)

チェック

- | | |
|---|---|
| ① | ① <u>県外に2年以上居住し</u> 、平成31年4月1日以降に越前市に転入した方。 |
| ② | ② 平成31年4月1日以降に <u>越前市内の企業等に雇用契約期間が1年以上の継続的な形態で雇用</u> された方又は <u>越前市内において創業</u> した方。入社日： 年 月 日 |
| ③ | ③ 上記②の場合で、(越前市に転入し)対象企業等に採用されてから <u>6カ月以上経過</u> し、かつ継続して雇用されている方又は創業後6カ月以上経過し、かつ、継続して事業を営んでいる方。 |
| ④ | ④ 学校卒業後、すぐに就職されていない方。(新規卒業者でない方)
※新規卒業者：上記②の雇用があった日が、最終学歴となる学校の卒業月等にある方又は最終学歴となる学校の卒業月等の末日から起算して1年以内にある方 |
| ⑤ | 最終学歴： 、 年 月卒業。卒業から上記②の雇用まで 年 月経過 |
| ⑥ | ⑤ 上記②の場合で、採用時又は創業時の年齢が <u>満40歳未満</u> の方。 |
| ⑦ | ⑥ 本奨励金交付申請日から <u>5年以上越前市に居住する</u> 意思を示した方。 |
| ⑧ | ⑦ 転勤者ではない方。(※転勤者：上記②の雇用が対象企業等の異なる勤務場所への配置転換(対象企業等の同列企業等からの出向及び復職を含む。)に当たる方) |
| ⑧ | ⑧ 公務員として上記②の雇用がされていない方。 |
| ⑨ | ⑨ 上記②の雇用がされ、又は創業した場合で、新規就農支援等のその他の公的就業支援制度を利用していない方。 |

※申請前に各項目について、必ず市担当者と直接確認してください。
なお、本チェックにより交付をお約束するものではありません。

III 奨励金の金額は？

- ・ 交付対象者一人当たり10万円(創業した方は一人当たり20万円)を交付します。
- ・ 扶養親族等(配偶者やその他扶養親族)とともに転入した方は、扶養親族等一人当たり5万円を加算します。
- ・ 同一世帯への交付上限額は、20万円(創業した方がいる世帯は30万円)です。

コウノトリが舞う里づくり 越前市



イメージキャラクター「えっちゃん」

【お問合せ先】

越前市役所 産業環境部 産業政策課
〒915-8530
福井県越前市府中一丁目13-7
Tel : 0778-22-3047 (直)
Mail : syoukou@city.echizen.lg.jp

よくあるご質問 FAQ 裏面参照

越前市U I Jターン就職奨励金FAQ

Q1 この制度の目的は何か？

A1 越前市への働き手の流入、いわゆる越前市へのU I Jターンを促進させ定住化促進を図る中で、市の取組み姿勢を示すものであり、この奨励金制度が越前市への移住の選択肢の一つになって、働き手の流入・定住化へつなげていくものです。

Q2 U I Jターンの定義は？

A2 越前市におけるU I Jターンの定義は、
・ Uターンは越前市から福井県外へ移住(転出)して再び越前市へ移住(転入)することです。
・ Iターンは福井県外から越前市へ移住(転入)することです。
・ Jターンは越前市以外から福井県外へ移住(転出)した者が越前市へ移住(転入)することです。

Q3 平成31年4月1日以降に越前市への移住の確認はどのように行うのか。

A3 住民基本台帳法の規定に基づき本市の住民票に記載された日(転入日)により確認します。

Q4 創業した者の定義は？

A4 産業競争力強化法(平成25年12月11日法律第98号)第2条第22項第1号及び第2号に規定する行為を行う個人とします。

Q5 創業者への加算金はなぜ行うのか？

A5 市では、平成26年6月に産業競争力強化法に基づく「越前市創業支援計画」として経済産業省から認定を受け、商工会議所・商工会・日本政策金融公庫など支援機関と連携を図りながら創業支援に取り組んでいるからです。

Q6 就農による移住は対象とするのか？

A6 本奨励金の対象とはしません。(新規就農での支援制度があります。)

Q7 5年以上は越前市から転出しない意思はどのように確認するのか？

A7 奨励金の申請段階で誓約書を添付していただきます。



ご不明な点などございましたら、
お気軽にお問い合わせください。